平成２３年（フ）第１００号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番1424号
債務者　池末菜津子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地72
債務者　福田　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
佐賀県小城市小城町畑田6314番地２
債務者　光岡　秀信
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
佐賀市神野西４丁目15番13号
債務者　兵働　千春
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
佐賀県佐賀市大財北町４番4501号
債務者　貞島　敏子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
沖縄県那覇市久米１丁目16番19号崎浜アパート302
債務者　神田　並夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９号
岩手県花巻市松園町471番地19　Nセゾン204号、前住所岩手県花巻市湯口字大沢143番地２　グリーンハウスＢ棟108号
債務者　津田　友博
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６９号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅６号棟７号
債務者　狩野　由香
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
宮城県栗原市築館字西小山92番地
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市藤崎字馬引15番地
債務者　工藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市東由利蔵字新田58番地６
債務者　大沼　　恭
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１９０号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅1010号
債務者　多賀久実子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１７号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番７―904号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番40号
債務者　小川　真純
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５３号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目15番18号　津川文化２階
債務者　眞田　國興
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６６号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―108号、前住所大阪府高槻市松原町４番３号
債務者　朝野　誠一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６７号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―108号、前住所大阪府高槻市松原町４番３号
債務者　朝野　沢実（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２７号
兵庫県西宮市高松町17番２―302号
債務者　佐々木雪代（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５９号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字板屋島13番地18サンビレッジ鳴門Ｇ102号室
債務者　岩本　充普
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部